

平成19年度 第1回 広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会
再評価に係る対応方針(案)一覧表

事業種別	事業名	対応方針(案)		対応方針(案)の理由及び今後の方針
		継続	休止 中止	
下水道事業	特定環境保全公共 下水道事業 (似島処理区及 び単独公共下 水道関連の15 処理区並びに 流域関連公共 下水道関連の 15処理分区)			<p>本市の公共下水道事業の汚水整備は、平成18年度末で人口普及率92.5%に達したところであるが、市街化区域外では、未だに生活排水処理施設が十分に整備されていない状況にある。</p> <p>このため、本市では、市街化区域外の汚水整備について、平成18年2月に「衛生的で快適な生活環境の実現」と「良好な水環境の保全」を図るため、遅れている市街化区域外の整備を本市が計画的に推進し、生活排水処理の100%普及を目指す。」という「基本方針」を定めた。</p> <p>市街化区域外の生活排水処理対策に対する地元住民の要望は強く、また、汚水処理施設整備の費用対効果も1.0以上であることから、今後は、「基本方針」の下、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業と連携を図りながら特定環境保全公共下水道事業の区域を拡大し、事業を継続していく。</p>